

# 会 計 規 則

(総 則)

第1条 本会の会計事務は、すべてこの規則による。

(目 的)

第2条 会員から徴収した、会費等の収納金や支出の使途を明確に管理し、会の運営を円滑にすることを目的とする。

(予 算)

第3条 予算案は、役員会の調整により会計が作成し、総会の議決を得なければならない。

(報 告)

第4条 会計報告は、本会会則に基づき、総会に決算報告をし、承認を得なければならない。なお、中間報告を年度中に1回は、役員会に報告するものとする。

(会 計 簿)

第5条 会計を明確にするために、会計簿および補助簿を備えつけなければならない。

(預 金)

第6条 収入金等の金銭は、公的な金融機関に預け入れるものとする。

(現金支出)

第7条 現金収支の処理は、すべて会計伝票により行う。

(前渡し)

第8条 小口現金出納のため、会計から前渡し金を受け、支出することができるものとする。

(交通費の支給)

第9条 自治会の公務のために出張した場合は、次により交通費実費を支給する。

①公的交通機関を利用して出張した場合は、その実費を支給する。

②やむをえず自家用車等を使用した場合は、公的交通機関の料金または5km当たり100円を目途に算定した費用の少額の方を支給する。

③自家用車等を使用し、駐車場料金等を支払った場合は、その実費を支給する。

2. 公務のため出張した者は、その出張に要した交通費を所定の支払証明書で、当該出張用務に係る担当理事に請求する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会において審議の上決議する。

(付 則)

この会計規則は、昭和56年5月17日から実施する。

平成11年1月1日 改正

平成26年4月21日 改正